

旧 令和3年版	新 朱書き 修正	改定主旨・根拠
<p data-bbox="240 596 1187 659">電気通信施設設計業務共通仕様書</p> <p data-bbox="566 1272 848 1325">令和4年3月</p> <p data-bbox="448 1629 973 1766">国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室</p>	<p data-bbox="1516 596 2457 659">電気通信施設設計業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1837 1272 2119 1325">令和5年3月</p> <p data-bbox="1721 1629 2246 1766">国土交通省 大臣官房 技術調査課 電気通信室</p>	

電気通信設備設計業務共通仕様書新旧対照表

令和5年3月

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
第1編 共通編	第1編 共通編	
第1章 総則	第1章 総則	
第1101条 適用 …… 1-1	第1101条 適用 …… 1-1	
第1102条 用語の定義 …… 1-1	第1102条 用語の定義 …… 1-1	
第1103条 受発注者の責務 …… 1-4	第1103条 受発注者の責務 …… 1-4	
第1104条 業務の着手 …… 1-4	第1104条 業務の着手 …… 1-4	
第1105条 設計図書の支給及び点検 …… 1-4	第1105条 設計図書の支給及び点検 …… 1-4	
第1106条 調査職員 …… 1-4	第1106条 調査職員 …… 1- 5	ページ数変更
第1107条 管理技術者 …… 1-5	第1107条 管理技術者 …… 1-5	
第1108条 照査技術者及び照査の実施 …… 1-5	第1108条 照査技術者及び照査の実施 …… 1-5	
第1109条 担当技術者 …… 1-6	第1109条 担当技術者 …… 1-6	
第1110条 提出書類 …… 1-6	第1110条 提出書類 …… 1-6	
第1111条 打合せ等 …… 1-7	第1111条 打合せ等 …… 1-7	
第1112条 業務計画書 …… 1-7	第1112条 業務計画書 …… 1- 8	ページ数変更
第1113条 資料の貸与及び返却 …… 1-8	第1113条 資料の貸与及び返却 …… 1-8	
第1114条 関係官公庁への手続き等 …… 1-8	第1114条 関係官公庁への手続き等 …… 1-8	
第1115条 地元関係者との交渉等 …… 1-9	第1115条 地元関係者との交渉等 …… 1-9	
第1116条 土地への立ち入り等 …… 1-9	第1116条 土地への立ち入り等 …… 1-9	
第1117条 成果物の提出 …… 1-9	第1117条 成果物の提出 …… 1- 10	ページ数変更
第1118条 関連法令及び条例の遵守 …… 1-10	第1118条 関連法令及び条例の遵守 …… 1-10	
第1119条 検査 …… 1-10	第1119条 検査 …… 1-10	
第1120条 修補 …… 1-10	第1120条 修補 …… 1-10	
第1121条 条件変更等 …… 1-10	第1121条 条件変更等 …… 1- 11	ページ数変更
第1122条 契約変更 …… 1-11	第1122条 契約変更 …… 1-11	
第1123条 履行期間の変更 …… 1-11	第1123条 履行期間の変更 …… 1-11	
第1124条 一時中止 …… 1-11	第1124条 一時中止 …… 1-11	
第1125条 発注者の賠償責任 …… 1-12	第1125条 発注者の賠償責任 …… 1-12	
第1126条 受注者の賠償責任等 …… 1-12	第1126条 受注者の賠償責任等 …… 1-12	
第1127条 部分使用 …… 1-12	第1127条 部分使用 …… 1-12	
第1128条 再委託 …… 1-12	第1128条 再委託 …… 1-12	
第1129条 成果物の使用等 …… 1-13	第1129条 成果物の使用等 …… 1-13	
第1130条 守秘義務 …… 1-13	第1130条 守秘義務 …… 1-13	
第1131条 個人情報の取り扱い …… 1-14	第1131条 個人情報の取 り 扱 い …… 1-14	誤記訂正
第1132条 安全等の確保 …… 1-15	第1132条 安全等の確保 …… 1-15	
第1133条 臨機の措置 …… 1-16	第1133条 臨機の措置 …… 1-16	
第1134条 履行報告 …… 1-16	第1134条 履行報告 …… 1-16	
第1135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 …… 1-16	第1135条 屋外で作業を行う時期及び時間の変更 …… 1-16	
第1136条 コスト調査 …… 1-16	第1136条 コスト調査 …… 1-16	

電気通信設備設計業務共通仕様書新旧対照表

令和5年3月

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
第 1137 条 行政情報流出防止対策の強化 …… 1-16	第 1137 条 行政情報流出防止対策の強化 …… 1-17	ページ数変更
第 1138 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 …… 1-18	第 1138 条 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置 …… 1-18	
第 1139 条 保険加入の義務 …… 1-18	第 1139 条 保険加入の義務 …… 1-18	
第 1140 条 新技術の活用について …… 1-18	第 1140 条 新技術の活用について …… 1-18	
第 2 章 設計業務等一般	第 2 章 設計業務等一般	
第 1201 条 使用する技術基準等 …… 1-19	第 1201 条 使用する技術基準等 …… 1-20	ページ数変更
第 1202 条 現地踏査 …… 1-19	第 1202 条 現地踏査 …… 1-20	(以下関連)
第 1203 条 設計業務等の種類 …… 1-19	第 1203 条 設計業務等の種類 …… 1-20	
第 1204 条 調査業務の内容 …… 1-19	第 1204 条 調査業務の内容 …… 1-20	
第 1205 条 計画業務の内容 …… 1-19	第 1205 条 計画業務の内容 …… 1-20	
第 1206 条 設計業務の内容 …… 1-19	第 1206 条 設計業務の内容 …… 1-20	
第 1207 条 調査業務の条件 …… 1-20	第 1207 条 調査業務の条件 …… 1-21	
第 1208 条 計画業務の条件 …… 1-20	第 1208 条 計画業務の条件 …… 1-21	
第 1209 条 設計業務の条件 …… 1-21	第 1209 条 設計業務の条件 …… 1-22	
第 1210 条 調査業務及び計画業務の成果 …… 1-22	第 1210 条 調査業務及び計画業務の成果 …… 1-23	
第 1211 条 設計業務の成果 …… 1-22	第 1211 条 設計業務の成果 …… 1-23	
第 1212 条 環境配慮の条件 …… 1-23	第 1212 条 環境配慮の条件 …… 1-24	
第 1213 条 自然災害 …… 1-23	第 1213 条 自然災害 …… 1-24	
第 1214 条 維持管理への配慮 …… 1-23	第 1214 条 維持管理への配慮 …… 1-24	
第 2 編 電気施設設計	第 2 編 電気施設設計	
第 2 章 発動発電設備設計	第 2 章 発動発電設備設計	
第 1 節 発動発電設備設計の種類 …… 2-7	第 1 節 発動発電設備設計の種類 …… 2-7	誤記訂正
第 2201 条 発動発電設備設計の種類 …… 2-7	第 2201 条 発動発電設備設計の種類 …… 2-7	
第 2 節 発動発電設備設計 …… 2-7	第 2 節 発動発電設備設計 …… 2-7	
第 2202 条 発動発電設備設計の区分 …… 2-7	第 2202 条 発動発電設備設計の区分 …… 2-7	
第 2203 条 発動発電設備予備設計 …… 2-7	第 2203 条 発動発電設備予備設計 …… 2-7	
第 2204 条 発動発電設備詳細設計 …… 2-7	第 2204 条 発動発電設備詳細設計 …… 2-7	
第 3 節 成果物 …… 2-10	第 3 節 成果物 …… 2-9	
第 2205 条 成果物 …… 2-10	第 2205 条 成果物 …… 2-9	

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1101条 適 用</p> <p>1. 電気通信施設設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、国土交通省〇〇地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注する電気通信設備工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の電気通信設備工事予定地等において行われる調査業務を含む。）に係る土木設計業務等委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。</p> <p>3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>4. 発注者支援業務、測量業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。</p> <p>第1102条 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>1. 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。</p> <p>2. 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</p> <p>3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。</p> <p>4. 本仕様で規定されている総括調査員とは、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（平成18年6月7日改正法律第53号第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任調査員および調査員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>5. 本仕様で規定されている主任調査員とは、主任調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図</p>	<p style="text-align: center;">第1編 共通編</p> <p>第1章 総 則</p> <p>第1101条 適 用</p> <p>1. 電気通信施設設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、国土交通省〇〇地方整備局（港湾空港関係を除く。）の発注する電気通信設備工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の電気通信設備工事予定地等において行われる調査業務を含む。）に係る土木設計業務等委託契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p> <p>2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。</p> <p>3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じた若しくは今後相違することが想定される場合、受注者は調査職員に確認して指示を受けなければならない。</p> <p>4. 発注者支援業務、測量業務及び地質・土質調査業務等に関する業務については、別に定める各共通仕様書によるものとする。</p> <p>第1102条 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>1. 「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。</p> <p>2. 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。</p> <p>3. 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第9条第1項に規定する者であり、総括調査員、主任調査員及び調査員を総称していう。</p> <p>4. 本仕様で規定されている総括調査員とは、総括調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当官等（会計法（平成18年6月7日改正法律第53号第29条の3第1項に規定する契約担当官をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任調査員および調査員の指揮監督並びに調査業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>5. 本仕様で規定されている主任調査員とは、主任調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>文字位置修正</p> <p>誤記訂正</p> <p>文字位置修正</p>

電気通信設備設計業務共通仕様書新旧対照表

令和5年3月

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括調査員への報告を行うとともに、調査員の指揮監督並びに主任調査業務および一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>6. 本仕様で規定されている調査員とは、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任調査員への報告を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>7. 「検査職員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p> <p>8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>9. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>10. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。</p> <p>11. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。</p> <p>12. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>13. 「契約書」とは、「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）、別冊土木設計業務等委託契約書をいう。</p> <p>14. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p>15. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。</p> <p>16. 「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。</p> <p>17. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を捕足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。</p> <p>18. 「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。</p> <p>19. 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。</p> <p>20. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。</p> <p>21. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</p> <p>22. 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p> <p>23. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。</p>	<p>書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括調査員への報告を行うとともに、調査員の指揮監督並びに主任調査業務および一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>6. 本仕様で規定されている調査員とは、一般調査業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任調査員への報告を行うとともに、一般調査業務のとりまとめを行う者をいう。</p> <p>7. 「検査職員」とは、設計業務等の完了検査及び指定部分に係る検査にあたって、契約書第32条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。</p> <p>8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>9. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。</p> <p>10. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。</p> <p>11. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。</p> <p>12. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>13. 「契約書」とは、「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号）、別冊土木設計業務等委託契約書をいう。</p> <p>14. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p>15. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。</p> <p>16. 「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。</p> <p>17. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を捕足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。</p> <p>18. 「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。</p> <p>19. 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。</p> <p>20. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。</p> <p>21. 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</p> <p>22. 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p> <p>23. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。</p>	

電気通信設備設計業務共通仕様書新旧対照表

令和5年3月

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>24. 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>25. 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>26. 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。</p> <p>27. 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p>28. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</p> <p>29. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。</p> <p>30. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p>31. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>32. 「提示」とは、受注者が調査職員または検査職員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p>33. 「連絡」とは、調査職員と受注者の間で、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。</p> <p>なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>34. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。</p> <p>35. 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</p> <p>なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途紙出力して提出しないものとする。</p> <p>36. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。</p> <p>ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p>37. 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。</p> <p>38. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。</p> <p>39. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>40. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、捕足その他の措置をいう。</p>	<p>24. 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>25. 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>26. 「申出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。</p> <p>27. 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p> <p>28. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</p> <p>29. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。</p> <p>30. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は調査職員と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p> <p>31. 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、設計業務等に係わる事項について書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p> <p>32. 「提示」とは、受注者が調査職員または検査職員に対し業務に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。</p> <p>33. 「連絡」とは、調査職員と受注者の間で、契約書第 18 条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。</p> <p>なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</p> <p>34. 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。</p> <p>35. 「情報共有システム」とは、調査職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。</p> <p>なお、本システムを用いて作成及び提出等を行ったものについては、別途に紙出力して提出しないものとする。</p> <p>36. 「書面」とは、発行年月日を記録し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。</p> <p>ただし、情報共有システムを用いて作成し、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、協議、提出、提示する場合は、記名がなくても有効とする。</p> <p>37. 「照査」とは、受注者が、発注条件、設計の考え方、構造細目等の確認及び計算書等の検算等の成果の確認をすることをいう。</p> <p>38. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。</p> <p>39. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p> <p>40. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、捕足その他の措置をいう。</p>	<p>誤記訂正</p>

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>41. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p>42. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>43. 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>44. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p>第1103条 受発注者の責務</p> <p>受注者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p>受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p> <p>(省略)</p> <p>第1107条 管理技術者</p> <p>1. 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。</p> <p>3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等－業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）※等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外</p> <p>4. 管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項とする。</p> <p>ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</p> <p>5. 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。</p> <p>6. 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。</p> <p>7. 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護</p>	<p>41. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。</p> <p>42. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。</p> <p>43. 「了解」とは、契約図書に基づき、調査職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。</p> <p>44. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、調査職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。</p> <p>第1103条 受発注者の責務</p> <p>1. 受注者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p>2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p> <p>3. 受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</p> <p>(省略)</p> <p>第1107条 管理技術者</p> <p>1. 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。</p> <p>3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、国土交通省登録技術者資格（資格が対象とする区分（施設分野等－業務）は特記仕様書による）、シビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）※等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p> <p>※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外</p> <p>4. 管理技術者に委任できる権限は契約書第10条第2項に規定した事項とする。</p> <p>ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第10条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。</p> <p>5. 管理技術者は、調査職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。</p> <p>6. 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。</p> <p>7. 管理技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護</p>	<p>土木の記載と整合</p> <p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p>

電気通信設備設計業務共通仕様書新旧対照表

令和5年3月

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>(省略)</p> <p>第 1109 条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)</p> <p>なお、担当技術者が複数にわたる場合は8名までとする。</p> <p>2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p> <p>3. 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。</p> <p>第 1110 条 提出書類</p> <p>1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。</p> <p>2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に調査職員にメール送信される。</p> <p>なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しな</p>	<p>等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、受注者は発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>(省略)</p> <p>第 1109 条 担当技術者</p> <p>1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。(管理技術者と兼務するものを除く)</p> <p>なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8名までとする。</p> <p>2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。</p> <p>3. 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。</p> <p>第 1110 条 提出書類</p> <p>1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。</p> <p>2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。</p> <p>3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。</p> <p>また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円を超える競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。</p> <p>また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に調査職員にメール送信される。</p> <p>なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。</p> <p>また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しな</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>土木の記載と整合</p> <p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p>

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>なければならない。</p> <p>第 1111 条 打合せ等</p> <p>1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。</p> <p>2. 設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。</p> <p>4. 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</p> <p>5. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。</p> <p>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p> <p>第 1112 条 業務計画書</p> <p>1. 受注者は、契約締結後、14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果物の品質を確保するための計画 (7) 成果物の内容、部数 (8) 使用する主な図書及び基準 (9) 連絡体制（緊急時含む） (10)使用する主な機器 (11)その他</p> <p>(2) 実施方針又は(11)その他には、第 1131 条個人情報の取扱い、第 1132 条安全等の確保及び第 1137 条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</p> <p>また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。</p> <p>なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。</p>	<p>なければならない。</p> <p>第 1111 条 打合せ等</p> <p>1. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と調査職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。</p> <p>なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。</p> <p>2. 設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。</p> <p>3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議するものとする。</p> <p>4. 打合せ （対面） の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</p> <p>5. 監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。</p> <p>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p> <p>第 1112 条 業務計画書</p> <p>1. 受注者は、契約締結後、14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない</p> <p>2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要 (2) 実施方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画 (6) 成果物の品質を確保するための計画 (7) 成果物の内容、部数 (8) 使用する主な図書及び基準 (9) 連絡体制（緊急時含む） (10)使用する主な機器 (11)その他</p> <p>(2) 実施方針又は(11)その他には、第 1131 条個人情報の取扱い、第 1132 条安全等の確保及び第 1137 条行政情報流出防止対策の強化に関する事項も含めるものとする。</p> <p>また、土地への立ち入り等を実施する場合には、地元関係者等から業務に関する質疑等の応答を求められた時の対応及び連絡体制を記載するものとする。</p> <p>において照査技術者による照査が定められている場合は、業務計画書に照査技術者及び照査計画について記載するものとする。</p>	<p></p> <p style="color: red;">土木の記載と整合</p> <p style="color: red;">誤記訂正</p>

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。</p> <p>4. 調査職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。</p> <p>(省略)</p> <p>第 1114 条 関係官公庁への手続き等</p> <p>1. 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。</p> <p>2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。</p> <p>(省略)</p> <p>第 1116 条 土地への立ち入り等</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第 13 条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。</p> <p>なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。</p> <p>なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため、必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は調査職員と協議により定めるものとする。</p> <p>4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、立ち入り作業完了後 10 日以内（休日等を除く）に、身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p> <p>第 1117 条 成果物の提出</p> <p>1. 受注者は、設計業務等が完了した時は、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。</p>	<p>3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。</p> <p>4. 調査職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。</p> <p>(省略)</p> <p>第 1114 条 関係官公庁への手続き等</p> <p>1. 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。</p> <p>2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し協議するものとする。</p> <p>(省略)</p> <p>第 1116 条 土地への立ち入り等</p> <p>1. 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第 13 条の定めに従って、調査職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。</p> <p>なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに調査職員に報告し指示を受けなければならない。</p> <p>2. 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査職員に報告するものとし、報告を受けた調査職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。</p> <p>なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、調査職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力しなければならない。</p> <p>3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため、必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は調査職員と協議により定めるものとする。</p> <p>4. 受注者は、第三者の土地への立ち入りにあたっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、立ち入り作業完了後 10 日以内（休日等を除く）に、身分証明書を発注者に返却しなければならない。</p> <p>第 1117 条 成果物の提出</p> <p>1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果物（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>誤記訂正</p> <p>文字位置修正</p> <p>文字位置修正</p> <p>文字位置修正</p> <p>誤記訂正 誤記訂正</p>

電気通信設備設計業務共通仕様書新旧対照表

令和5年3月

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。</p> <p>3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。</p> <p>4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領 電気通信設備編」（国土交通省・平成31年3月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。</p> <p>なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【電気通信設備業務編】」（国土交通省・平成31年3月）に基づくものとする。</p> <p>第 1118 条 関連法令及び条例の遵守</p> <p>受注者は、設計業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。</p> <p>第 1119 条 検査</p> <p>1. 受注者は、契約書第 32 条第 1 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していないなければならない。</p> <p>2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>3. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 設計業務等成果物の検査</p> <p>(2) 設計業務等管理状況の検査</p> <p>設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。</p> <p>なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【電気通信設備業務編】」（国土交通省・平成 31 年 3 月）に基づくものとする。</p> <p>第 1120 条 修補</p> <p>1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。</p> <p>2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。</p> <p>3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第 1121 条 条件変更等</p> <p>1. 契約書第 18 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 30 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者</p>	<p>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。</p> <p>3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。</p> <p>4. 受注者は、「土木設計業務等の電子納品要領 電気通信設備編」（国土交通省・令和 5 年 3 月）（以下「要領」という。）に基づいて作成した電子データにより成果物を提出するものとする。</p> <p>「要領」で特に記載が無い項目については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。</p> <p>なお、電子納品に対応するための措置については「電子納品運用ガイドライン【電気通信設備業務編】」（国土交通省・平成 31 年 3 月）に基づくものとする。</p> <p>第 1118 条 関連法令及び条例の遵守</p> <p>受注者は、設計業務の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。</p> <p>第1119条 検査</p> <p>1. 受注者は、契約書第32条第 1 項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、調査職員に提出していないなければならない。</p> <p>2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>3. 検査職員は、調査職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <p>(1) 設計業務等成果物の検査</p> <p>(2) 設計業務等管理状況の検査</p> <p>設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。</p> <p>なお、電子納品の検査時の対応については「電子納品運用ガイドライン【電気通信設備業務編】」（国土交通省・令和5年3月）に基づくものとする。</p> <p>第 1120 条 修補</p> <p>1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。</p> <p>2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。</p> <p>3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。</p> <p>4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第 32 条第 2 項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。</p> <p>第 1121 条 条件変更等</p> <p>1. 契約書第 18 条第 1 項第 5 号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第 29 条第 1 項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者</p>	<p>年月修正</p> <p>年月修正</p> <p>文字位置修正</p> <p>条数修正</p>

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p>2. 調査職員が、受注者に対して契約書第 18 条、第 19 条及び第 21 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は指示書によるものとする。</p> <p>第 1122 条 契約変更</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。</p> <p>(1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合</p> <p>(2) 履行期間の変更を行う場合</p> <p>(3) 調査職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合</p> <p>(4) 契約書 31 条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合</p> <p>2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。</p> <p>(1) 第 1121 条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項</p> <p>(2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項</p> <p>(3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項</p> <p>(省略)</p> <p>第1125条 発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合</p> <p>(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p> <p>第 1126 条 受注者の賠償責任等</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第 45 条に規定する契約不適合責任として請求された場合</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>(省略)</p> <p>第 1128 条 再委託</p> <p>1. 契約書第 7 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。</p> <p>(1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等</p> <p>(2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断</p>	<p>が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。</p> <p>2. 調査職員が、受注者に対して契約書第 18 条、第 19 条及び第 21 条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は指示書によるものとする。</p> <p>第 1122 条 契約変更</p> <p>1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。</p> <p>(1) 業務内容の変更により業務委託料に変更を生じる場合</p> <p>(2) 履行期間の変更を行う場合</p> <p>(3) 調査職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合</p> <p>(4) 契約書 31 条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合</p> <p>2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。</p> <p>(1) 第 1121 条の規定に基づき調査職員が受注者に指示した事項</p> <p>(2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項</p> <p>3) その他発注者又は調査職員と受注者との協議で決定された事項</p> <p>(省略)</p> <p>第1125条 発注者の賠償責任</p> <p>発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第28条に規定する一般的損害、契約書第29条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合</p> <p>第 1126 条 受注者の賠償責任等</p> <p>受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償又は履行の追完を行わなければならない。</p> <p>(1) 契約書第 28 条に規定する一般的損害、契約書第 29 条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合</p> <p>(2) 契約書第 41 条に規定する契約不適合責任として請求された場合</p> <p>(3) 受注者の責により損害が生じた場合</p> <p>(省略)</p> <p>第 1128 条 再委託</p> <p>1. 契約書第 7 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。</p> <p>(1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等</p> <p>(2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>文字位置修正</p> <p>土木の記載と整合</p> <p>条数修正</p>

電気通信設備設計業務共通仕様書新旧対照表

令和5年3月

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>2. 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。</p> <p>3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>4. 会計法第29条の3第4項の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めるときは、この限りではない。</p> <p>5. 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。</p> <p>なお、協力者は、当該国土交通省〇〇地方整備局の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、当該国土交通省〇〇地方整備局の指名停止期間中であってはならない。</p> <p>(省略)</p> <p>第1131条 個人情報の取り扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. 秘密の保持</p> <p>受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>3. 取得の制限</p> <p>受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。</p> <p>4. 利用及び提供の制限</p>	<p>2. 契約書第7条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、その他特記仕様書に定める事項とする。</p> <p>3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託（2次以降含む）にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。</p> <p>4. 会計法第29条の3第4項の規定に基づき契約の性質又は目的が競争を許さないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めるときは、この限りではない。</p> <p>5. 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。</p> <p>なお、協力者は、当該国土交通省〇〇地方整備局の建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、当該国土交通省〇〇地方整備局の指名停止期間中であってはならない。</p> <p>(省略)</p> <p>第1131条 個人情報の取り扱い</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2. 秘密の保持</p> <p>受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>3. 取得の制限</p> <p>受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。</p> <p>4. 利用及び提供の制限</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>土木の記載と整合</p> <p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p>

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>5. 複写等の禁止</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。</p> <p>6. 再委託の禁止及び再委託時の措置</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。</p> <p>なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>7. 事案発生時における報告</p> <p>受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>8. 資料等の返却等</p> <p>受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。</p> <p>9. 管理の確認等</p> <p>(1) 受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。</p> <p>(2) 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。</p> <p>10. 管理体制の整備</p> <p>受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第1112条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>11. 従事者への周知</p> <p>受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない</p>	<p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>5. 複写等の禁止</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。</p> <p>6. 再委託の禁止及び再委託時の措置</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。</p> <p>なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>7. 事案発生時における報告</p> <p>受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。</p> <p>8. 資料等の返却等</p> <p>受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。</p> <p>9. 管理の確認等</p> <p>(1)受注者は、取扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、この契約による事務に係る個人情報の管理の状況について、年1回以上発注者に報告するものとする。なお、個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合は、再委託される業務に係る個人情報の秘匿性等その内容に応じて、再委託先における個人情報の管理の状況について、受注者が年1回以上の定期的検査等により確認し、発注者に報告するものとする。</p> <p>(2)発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。</p> <p>10. 管理体制の整備</p> <p>受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第1112条で示す業務計画書に記載するものとする。</p> <p>11. 従事者への周知</p> <p>受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない</p>	<p></p> <p>誤記訂正</p> <p>誤記訂正</p>

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送 ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送 0 (事故の発生時の措置) 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。 3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</p> <p>(省略)</p> <p>第 1139 条 保険加入の義務 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>(省略)</p> <p>第 1213 条 自然災害 1. 設計業務の実施にあたっては、設計条件に基づき、地震、津波及び風水害等を考慮するものとする。その際、近隣河川の計画高水位、津波被害の実績及び想定高さ、ハザードマップ等を活用して設計するものとする。</p> <p>第 1214 条 維持管理への配慮 1. 受注者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。</p>	<p>ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送 ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送 (事故の発生時の措置) 1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。 3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。</p> <p>(省略)</p> <p>第 1139 条 保険加入の義務 1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。 2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>(省略)</p> <p>第 1213 条 自然災害 設計業務の実施にあたっては、設計条件に基づき、地震、津波及び風水害等を考慮するものとする。その際、近隣河川の計画高水位、津波被害の実績及び想定高さ、ハザードマップ等を活用して設計するものとする。</p> <p>第 1214 条 維持管理への配慮 受注者は、各技術基準に基づき、維持管理の方法、容易さ等を考慮し設計を行うものとする。</p>	<p>誤記訂正 誤記訂正</p> <p>土木の記載と整合</p> <p>誤記訂正 誤記訂正</p>

電気通信設備設計業務共通仕様書新旧対照表

令和5年3月

旧 令和3年版				新 朱書き修正				改定主旨・根拠
表1.2.1 主要技術基準及び参考図書				表1.2.1 主要技術基準及び参考図書				
No.	名 称	編集又は発行所名		No.	名 称	編集又は発行所名		
[1] 共 通				[1] 共 通				
1	電気通信設備工事共通仕様書	国土交通省		1	電気通信設備工事共通仕様書	国土交通省		
2	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	国土交通省		2	道路トンネル非常用施設設置基準・同解説	日本道路協会	誤記訂正	
3	建設機械施工安全技術指針	国土交通省		3	建設機械施工安全技術指針	国土交通省		
4	電気設備技術基準	経済産業省		4	土木設計業務等の電子納品要領 電気通信設備編	国土交通省	電子納品関係の基準を追加	
5	発電用太陽電池設備に関する技術基準	経済産業省		5	電子納品運用ガイドライン 【電気通信設備業務編】	国土交通省		
6	電気通信設備施工管理の手引き	建設電気技術協会		6	CAD製図基準 電気通信設備編	国土交通省		
7	電気通信設備据付標準図集	建設電気技術協会		7	CAD製図基準に関する運用ガイドライン 【電気通信設備編】	国土交通省		
8	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	建設電気技術協会		8	電気設備技術基準	経済産業省		
9	道路技術基準通達集	道路技術研究会		9	発電用太陽電池設備に関する技術基準	経済産業省		
10	道路構造令の解釈と運用	日本道路協会		10	電気通信設備施工管理の手引き	建設電気技術協会		
11	道路トンネル技術基準（換気編）・同解説	日本道路協会		11	電気通信設備据付標準図集	建設電気技術協会		
12	道路トンネル維持管理便覧	日本道路協会		12	電気通信設備工事費積算のための工事数量とりまとめ要領	建設電気技術協会		
13	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会		13	道路技術基準通達集	道路技術研究会		
14	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会		14	道路構造令の解釈と運用	日本道路協会		
15	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会		15	道路トンネル技術基準（換気編）・同解説	日本道路協会		
16	ダム・堰施設技術基準（案）	国土交通省		16	道路トンネル維持管理便覧	日本道路協会		
17	土木工事安全施工技術指針	全日本建設技術協会		17	道路標識設置基準・同解説	日本道路協会		
18	建築設備設計基準・同要領	公共建築協会		18	道路標識構造便覧	日本道路協会	追記	
19	電気供給約款	各電気事業者		19	視線誘導標設置基準・同解説	日本道路協会		
20	日本産業規格（JIS）	日本規格協会		20	道路照明施設設置基準・同解説	日本道路協会		
21	電気規格調査会標準規格（JEC）	電気学会		21	ダム・堰施設技術基準（案）	国土交通省		
22	日本電機工業会規格（JEM）	日本電機工業会		22	土木工事安全施工技術指針	全日本建設技術協会		
23	日本照明工業会規格（JIL）	日本照明工業会		23	建築設備設計基準・同要領	公共建築協会		
24	日本電線工業会規格（JCS）	日本電線工業会		24	電気供給約款	各電気事業者		
25	電気技術規程（JEAC）	日本電気協会		25	日本産業規格（JIS）	日本規格協会		
26	電気技術指針（JEAG）	日本電気協会		26	電気規格調査会標準規格（JEC）	電気学会		
27	労働安全衛生総合研究所技術指針	労働安全衛生総合研究所		27	日本電機工業会規格（JEM）	日本電機工業会		
28	電子情報技術産業協会規格（JEITA）	電子情報技術産業協会		28	日本照明工業会規格（JIL）	日本照明工業会		
29	電池工業会規格（SBA）	電池工業会		29	日本電線工業会規格（JCS）	日本電線工業会		
30	日本建設機械要覧	日本建設機械施工協会						
31	雷害対策設計施工要領（案）・同解説	建設電気技術協会						
32	鋼構造設計規準	日本建築学会						

電気通信設備設計業務共通仕様書新旧対照表

令和5年3月

旧 令和3年版				新 朱書き修正				改定主旨・根拠	
33	官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説	公共建築協会		30	電気技術規程 (J E A C)	日本電気協会			
34	官庁施設の総合耐震診断・改修基準 及び同解説	建築保全センター		31	電気技術指針 (J E A G)	日本電気協会			
35	各種合成構造設計指針・同解説	日本建築学会		32	労働安全衛生総合研究所技術指針	労働安全衛生総合研究所			
36	あと施工アンカーボルト設計・施工要領 (案)・同解説	建設電気技術協会		33	電子情報技術産業協会規格 (J E I T A)	電子情報技術産業協会			
37	ストラクチャー設計・施工要領 (案) ・同解説	建設電気技術協会		34	電池工業会規格 (S B A)	電池工業会			
				35	日本建設機械要覧	日本建設機械施工協会			
				36	雷害対策設計施工要領(案)・同解説	建設電気技術協会			
				37	鋼構造設計規準	日本建築学会			
				38	官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説	公共建築協会			
				39	官庁施設の総合耐震診断・改修基準 及び同解説	建築保全センター			
				40	各種合成構造設計指針・同解説	日本建築学会			
				41	あと施工アンカーボルト設計・施工要領 (案)・同解説	建設電気技術協会			
				42	ストラクチャー設計・施工要領 (案)・ 同解説	建設電気技術協会			
[2] 電気設備				[2] 電気設備					
1	直流電源装置標準仕様書 (48V通信設備用)	国土交通省		1	直流電源装置標準仕様書 (48V通信設備用)	国土交通省			
2	直流電源装置標準仕様書(テレメータ用)	国土交通省		2	直流電源装置標準仕様書(テレメータ用)	国土交通省			
3	LED道路・トンネル照明 導入ガイドライン(案)	国土交通省		3	LED道路・トンネル照明 導入ガイドライン(案)	国土交通省			
4	公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編)	公共建築協会		4	公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編)	公共建築協会			
5	電気設備工事施工監理指針	公共建築協会		5	電気設備工事施工監理指針	公共建築協会			
6	電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	建設電気技術協会		6	電気通信施設設計要領・同解説(電気編)	建設電気技術協会			
7	道路・トンネル照明器材仕様書・同解説	建設電気技術協会		7	道路・トンネル照明器材仕様書・同解説	建設電気技術協会			
8	道路照明器具・テ-パ°-ル経年劣化の 実態と点検	建設電気技術協会		8	道路照明器具・テ-パ°-ル経年劣化の 実態と点検	建設電気技術協会			
9	高圧受電設備規程	日本電気協会		9	高圧受電設備規程	日本電気協会			
10	共同溝設計指針	日本道路協会		10	共同溝設計指針	日本道路協会			
11	電気設備技術基準・解釈	経済産業省		11	電気設備技術基準・解釈	経済産業省			
12	発電用太陽電池設備に関する技術基準の 解釈	経済産業省		12	発電用太陽電池設備に関する技術基準の 解釈	経済産業省			
13	配電規程	日本電気協会		13	配電規程	日本電気協会			
14	内線規程	日本電気協会		14	内線規程	日本電気協会			

電気通信設備設計業務共通仕様書新旧対照表

令和5年3月

旧 令和3年版				新 朱書き修正				改定主旨・根拠
15	建築設備設計・施工上の運用指針	日本建築設備 ・昇降機センター		15	建築設備設計・施工上の運用指針	日本建築設備 ・昇降機センター		追記
16	電気工学ハンドブック	電気学会		16	電気工学ハンドブック	電気学会		
				17	防災設備に関する指針 電源と配線及び非常用の照明装置	日本電設工業会		
[3] 通信設備				[3] 通信設備				
1	70MHz帯無線装置(テレメータ・テレコントロール用) 標準仕様書	国土交通省		1	70MHz帯無線装置(テレメータ・テレコントロール用) 標準仕様書	国土交通省		
2	400MHz帯無線装置(テレメータ・テレコントロール用) 標準仕様書	国土交通省		2	400MHz帯無線装置(テレメータ・テレコントロール用) 標準仕様書	国土交通省		
3	6.5GHz帯4PSK多重無線装置標準仕様書	国土交通省		3	6.5GHz帯4PSK多重無線装置標準仕様書	国土交通省		
4	6.5GHz帯16QAM多重無線装置標準仕様書	国土交通省		4	6.5GHz帯16QAM多重無線装置標準仕様書	国土交通省		
5	6.5GHz帯128QAM多重無線装置仕様書	国土交通省		5	6.5GHz帯128QAM多重無線装置仕様書	国土交通省		
6	7.5GHz帯4PSK小容量多重無線装置 標準仕様書	国土交通省		6	7.5GHz帯4PSK小容量多重無線装置 標準仕様書	国土交通省		
7	7.5GHz帯4PSK多重無線装置標準仕様書	国土交通省		7	7.5GHz帯4PSK多重無線装置標準仕様書	国土交通省		
8	7.5GHz帯16QAM多重無線装置標準仕様書	国土交通省		8	7.5GHz帯16QAM多重無線装置標準仕様書	国土交通省		
9	7.5GHz帯128QAM多重無線装置仕様書	国土交通省		9	7.5GHz帯128QAM多重無線装置仕様書	国土交通省		
10	12GHz帯4PSK多重無線装置標準仕様書	国土交通省		10	12GHz帯4PSK多重無線装置標準仕様書	国土交通省		
11	12GHz帯16QAM多重無線装置標準仕様書	国土交通省		11	12GHz帯16QAM多重無線装置標準仕様書	国土交通省		
12	12GHz帯128QAM多重無線装置仕様書	国土交通省		12	12GHz帯128QAM多重無線装置仕様書	国土交通省		
13	6.5/7.5/12GHz帯4PSK多重無線装置 (簡易型) 標準仕様書	国土交通省		13	6.5/7.5/12GHz帯4PSK多重無線装置 (簡易型) 標準仕様書	国土交通省		
14	デジタル端局装置標準仕様書	国土交通省		14	デジタル端局装置標準仕様書	国土交通省		
15	デジタル端局装置(SDH)仕様書	国土交通省		15	デジタル端局装置(SDH)仕様書	国土交通省		
16	デジタル交換装置(構内及び中継交換用) 標準仕様書	国土交通省		16	デジタル交換装置(構内及び中継交換用) 標準仕様書	国土交通省		
17	パラボラアンテナ仕様書	国土交通省		17	パラボラアンテナ仕様書	国土交通省		
18	テレメータ(災害対策)装置仕様書	国土交通省		18	テレメータ(災害対策)装置仕様書	国土交通省		
19	テレメータ装置標準仕様書	国土交通省		19	テレメータ装置標準仕様書	国土交通省		
20	放流警報装置標準仕様書	国土交通省		20	放流警報装置標準仕様書	国土交通省		
21	移動通信システム(K-COSMOS)標準仕様書	国土交通省		21	移動通信システム(K-COSMOS)標準仕様書	国土交通省		
22	専用通信網監視制御装置標準仕様書	国土交通省		22	専用通信網監視制御装置標準仕様書	国土交通省		
23	光ファイバ線路監視装置仕様書	国土交通省		23	光ファイバ線路監視装置仕様書	国土交通省		
24	IPネットワークアドレス標準	国土交通省		24	IPネットワークアドレス標準	国土交通省		
25	テレメータ装置(自律型)標準仕様書	国土交通省		25	テレメータ装置(自律型)標準仕様書	国土交通省		
26	デジタル陸上移動通信システム(K-λ)	国土交通省		26	デジタル陸上移動通信システム(K-λ)	国土交通省		

電気通信設備設計業務共通仕様書新旧対照表

令和5年3月

旧 令和3年版				新 朱書き修正				改定主旨・根拠
	標準仕様書				標準仕様書			
27	公共ブロードバンド移動通信システム 標準仕様書	国土交通省		27	公共ブロードバンド移動通信システム 標準仕様書	国土交通省		
28	電気通信施設設計要領・同解説（通信編）	建設電気技術協会		28	電気通信施設設計要領・同解説（通信編）	建設電気技術協会		
29	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建設電気技術協会		29	光ファイバケーブル施工要領・同解説	建設電気技術協会		
30	通信鉄塔設計要領・同解説	建設電気技術協会		30	通信鉄塔設計要領・同解説	建設電気技術協会		
31	通信鉄塔・局舎耐震診断基準（案）・同解説	建設電気技術協会 日本建築防災協会		31	通信鉄塔・局舎耐震診断基準（案） ・同解説	建設電気技術協会 日本建築防災協会		
32	塔状鋼構造設計指針・同解説	日本建築学会		32	塔状鋼構造設計指針・同解説	日本建築学会		
33	電子情報通信ハンドブック	電子情報通信学会		33	電子情報通信ハンドブック	電子情報通信学会		
34	無線工学ハンドブック	無線工学ハンドブック 編集委員会		34	無線工学ハンドブック	無線工学ハンドブック 編集委員会		
[4] 情報通信システム設備				[4] 情報通信システム設備				
1	電気通信施設設計要領・同解説 （情報通信システム編）	建設電気技術協会		1	電気通信施設設計要領・同解説 （情報通信システム編）	建設電気技術協会		
2	ダム管理用制御処理設備標準設計仕様 書・同解説	国土交通省		2	ダム管理用制御処理設備標準設計仕様 書・同解説	国土交通省		

旧 令和3年版	新 朱書き 修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;">第3章 新エネルギー電源設備設計</p> <p>第1節 新エネルギー電源設備設計の種類</p> <p>第2301条 新エネルギー電源設備設計の種類 新エネルギー電源設備設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 太陽光発電設備設計</p> <p>第2節 太陽光発電設備設計</p> <p>第2302条 太陽光発電設備設計の区分 太陽光発電設備設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 太陽光発電設備予備設計 (2) 太陽光発電設備詳細設計</p> <p>第2303条 太陽光発電設備予備設計</p> <p>1. 業務目的 太陽光発電設備予備設計は、電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、太陽光発電設備の設備容量・規模の算出と設置位置の地形、地質、他の施設等の関連、規制を受ける関係法令等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、施設の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 太陽光発電設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺1/250～1/50,000）、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等（日射量、方位角、気象条件、電力送配電会社条件、設備容量、土木、建築、機械等の設計・計画資料及び関係法令を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。</p> <p>3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。</p> <p>第2304条 太陽光発電設備詳細設計</p> <p>1. 業務目的 太陽光発電設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、太陽光発電設備の設備容量の算出と、設置位置の自然条件、地形、地質、他の施設等の関連等に基づき、太陽光発電設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 太陽光発電設備詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 新エネルギー電源設備設計</p> <p>第1節 新エネルギー電源設備設計の種類</p> <p>第2301条 新エネルギー電源設備設計の種類 新エネルギー電源設備設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 太陽光発電設備設計</p> <p>第2節 太陽光発電設備設計</p> <p>第2302条 太陽光発電設備設計の区分 太陽光発電設備設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 太陽光発電設備予備設計 (2) 太陽光発電設備詳細設計</p> <p>第2303条 太陽光発電設備予備設計</p> <p>1. 業務目的 太陽光発電設備予備設計は、電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、太陽光発電設備の設備容量・規模の算出と設置位置の地形、地質、他の施設等の関連、規制を受ける関係法令等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、施設の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 太陽光発電設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。 なお、予備設計は地形図（縮尺1/250～1/50,000）、地質資料、現地踏査結果、文献及び設計条件等（日射量、方位角、気象条件、電力送配電会社条件、設備容量、土木、建築、機械等の設計・計画資料及び関係法令を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。</p> <p>3. 貸与資料 第2103条第3項に準じるものとする。</p> <p>第2304条 太陽光発電設備詳細設計</p> <p>1. 業務目的 太陽光発電設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、太陽光発電設備の設備容量の算出と、設置位置の自然条件、地形、地質、他の施設等の関連等に基づき、太陽光発電設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 太陽光発電設備詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。</p>	

電気通信設備設計業務共通仕様書新旧対照表

令和5年3月

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>また、計画負荷設備容量についても特記仕様書によるものとする。</p> <p>(1) 設計計画 第2104条第2項の(1)に準じるものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、設計に先立って現地踏査を行い、特記仕様書に示された設計範囲、及び貸与資料等と現地の整合性を目視により確認するものとする。 また、現地踏査では現地の状況（自然条件、地形、立地条件、地下埋設物）、設置スペースの確認、他構造物との関連、系統連系電源（受電箇所、受電方式、屋内設備電源供給箇所、既設電源系統）、用排水等の自然条件、周辺状況を調査し、併せて資機材搬入路、施工ヤード等の施工性の判断及び施工計画の立案に必要な現地状況を把握するものとする。</p> <p>(3) 現地調査 第2104条第2項の(3)に準じるものとする。</p> <p>(4) 設計条件の確認 第2104条第2項の(4)に準じるものとする。</p> <p>(5) 太陽光発電設備設計</p> <p>1) 受注者は、特記仕様書等で示された条件、施設の概要、負荷設備の条件に基づいて、太陽光発電出力の算定、太陽電池モジュール及び配列方式の決定、架台配置位置の決定、遠隔監視及び制御の要否の決定を行い、太陽光発電設備の大きさを基に、敷地条件、経済性等を考慮し、全体の基本的な諸元及び設計条件を決定する。</p> <p>2) 1)項で決定された事項に対して詳細な検討を加え、電気系統計画、架台構造、接地設備、雷保護設備の検討を行い、各種使用機器の諸元及び主材料並びに主要機器配置、耐震強度検討等の決定を行うものとする。</p> <p>3) 特記仕様書に基礎の設計について定めがある場合はさらに、太陽光発電設備の基礎は、地盤の強度と変形、基礎体の強度をそれぞれ検討し、基礎の安全性と同時に太陽光発電設備に対する安全性を十分に確保するものとする。</p> <p>4) 特記仕様書に基礎の設計について定めがある場合はさらに、基礎の形状・構造・寸法等は太陽光発電設備から伝達される荷重の性質及び大きさ、設備の重要性や地質調査によって得られた地盤の構成及び物理的、力学的特性の他、敷地条件及び施工性並びに環境条件を総合的に判断して構造形式・構造材料及び構造種別等を決定する。</p> <p>(6) 設計図 受注者は、当該設計の検討結果に基づき、次に示す設計図を標準として作成するものとする。</p> <p>1) 位置図 縮尺 1/25,000～1/50,000</p> <p>2) 敷地平面図 縮尺 1/200～1/2,500</p> <p>3) 基礎一般図 縮尺 1/10～1/100(基礎設計が必要な場合)</p> <p>4) 配筋図 縮尺 1/10～1/100(基礎設計が必要な場合)</p> <p>5) 接地設備詳細図 縮尺 1/5～1/50(基礎設計が必要な場合)</p>	<p>また、計画負荷設備容量についても特記仕様書によるものとする。</p> <p>(1) 設計計画 第2104条第2項の(1)に準じるものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、設計に先立って現地踏査を行い、特記仕様書に示された設計範囲、及び貸与資料等と現地の整合性を目視により確認するものとする。 また、現地踏査では現地の状況（自然条件、地形、立地条件、地下埋設物）、設置スペースの確認、他構造物との関連、系統連系電源（受電箇所、受電方式、屋内設備電源供給箇所、既設電源系統）、用排水等の自然条件、周辺状況を調査し、併せて資機材搬入路、施工ヤード等の施工性の判断及び施工計画の立案に必要な現地状況を把握するものとする。</p> <p>(3) 現地調査 第2104条第2項の(3)に準じるものとする。</p> <p>(4) 設計条件の確認 第2104条第2項の(4)に準じるものとする。</p> <p>(5) 太陽光発電設備設計</p> <p>1) 受注者は、特記仕様書等で示された条件、施設の概要、負荷設備の条件に基づいて、太陽光発電出力の算定、太陽電池モジュール及び配列方式の決定、架台配置位置の決定、遠隔監視及び制御の要否の決定を行い、太陽光発電設備の大きさを基に、敷地条件、経済性等を考慮し、全体の基本的な諸元及び設計条件を決定する。</p> <p>2) 1)項で決定された事項に対して詳細な検討を加え、電気系統計画、架台構造、接地設備、雷保護設備の検討を行い、各種使用機器の諸元及び主材料並びに主要機器配置、耐震強度検討等の決定を行うものとする。</p> <p>3) 特記仕様書に基礎の設計について定めがある場合はさらに、太陽光発電設備の基礎は、地盤の強度と変形、基礎体の強度をそれぞれ検討し、基礎の安全性と同時に太陽光発電設備に対する安全性を十分に確保するものとする。 また、基礎の形状・構造・寸法等は太陽光発電設備から伝達される荷重の性質及び大きさ、設備の重要性や地質調査によって得られた地盤の構成及び物理的、力学的特性の他、敷地条件及び施工性並びに環境条件を総合的に判断して構造形式・構造材料及び構造種別等を決定する。</p> <p>(6) 設計図 受注者は、当該設計の検討結果に基づき、次に示す設計図を標準として作成するものとする。</p> <p>1) 位置図 縮尺 1/25,000～1/50,000</p> <p>2) 敷地平面図 縮尺 1/200～1/2,500</p> <p>3) 基礎一般図 縮尺 1/10～1/100(基礎設計が必要な場合)</p> <p>4) 配筋図 縮尺 1/10～1/100(基礎設計が必要な場合)</p> <p>5) 接地設備・雷保護設備詳細図 縮尺 1/5～1/50(基礎設計が必要な場合)</p>	<p></p> <p>誤記訂正</p> <p>雷保護設備を追加</p>

電気通信設備設計業務共通仕様書新旧対照表

令和5年3月

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>6) 太陽光発電設備一般図 縮尺 1/10～1/100</p> <p>7) 架台詳細図 縮尺 1/10～1/100</p> <p>8) アンカー材詳細図 縮尺 1/5～1/50</p> <p>9) 単線結線図 適宜</p> <p>10) システム系統図 適宜</p> <p>11) 機器間配線図 適宜</p> <p>12) 機器詳細図 縮尺 1/10～1/100</p> <p>13) 機器据付図 縮尺 1/10～1/100</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>(8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。</p> <p>(9) 照査 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、共通仕様書第1108条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に太陽光発電出力の算定については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 なお、特記仕様書に基礎の設計について定めがある場合はさらに、地形、地質条件について設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 設計図面を基に、施設の規模、発電出力、電気系統計画、架台構造、接地設備、雷保護設備が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連設備との整合が適切にとれているかについての照査を行う。 なお、特記仕様書に基礎の設計について定めがある場合はさらに、基礎の形状、寸法、基礎の種類、占有スペース等が適切であるかについて、上記と同様の照査を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p> <p>(10) 報告書の作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <p>1) 設計条件</p> <p>2) 太陽光発電設備の諸元表</p> <p>3) 基礎諸元表（基礎強度計算結果含む）（基礎の設計を行う場合）</p> <p>4) 基礎一般図（配筋図含む）（基礎の設計を行う場合）</p> <p>5) 単線結線図</p> <p>6) 設備容量の決定根拠</p> <p>7) 強度検討資料</p>	<p>6) 太陽光発電設備一般図 縮尺 1/10～1/100</p> <p>7) 架台詳細図 縮尺 1/10～1/100</p> <p>8) アンカー材詳細図 縮尺 1/5～1/50</p> <p>9) 単線結線図 適宜</p> <p>10) システム系統図 適宜</p> <p>11) 機器間配線図 適宜</p> <p>12) 機器詳細図 縮尺 1/10～1/100</p> <p>13) 機器据付図 縮尺 1/10～1/100</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>(8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。</p> <p>(9) 照査 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、共通仕様書第1108条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に太陽光発電出力の算定については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。 なお、特記仕様書に基礎の設計について定めがある場合はさらに、地形、地質条件について設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 設計図面を基に、施設の規模、発電出力、電気系統計画、架台構造、接地設備、雷保護設備が適切であるか、並びにそれらと設計基本条件及び関連設備との整合が適切にとれているかについての照査を行う。 なお、特記仕様書に基礎の設計について定めがある場合はさらに、基礎の形状、寸法、基礎の種類、占有スペース等が適切であるかについて、上記と同様の照査を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p> <p>(10) 報告書の作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <p>1) 設計条件</p> <p>2) 太陽光発電設備の諸元表</p> <p>3) 基礎諸元表（基礎強度計算結果含む）（基礎の設計を行う場合）</p> <p>4) 基礎一般図（配筋図含む）（基礎の設計を行う場合）</p> <p>5) 単線結線図</p> <p>6) 設備容量の決定根拠</p> <p>7) 強度検討資料</p>	

旧 令和3年版		新 朱書き修正		改定主旨・根拠																																																																																																				
<p>8) 工事実施にあたっての留意事項</p> <p>9) 自家用電気工作物工事計画届出書(案)</p> <p>10) 有資格者配置及び各種規定類(案) (必要な場合)</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <p>1) 太陽光発電設備予備設計報告書及び設計図面(予備設計実施済の場合)</p> <p>2) 発電設備設置予定箇所平面図</p> <p>3) 太陽光発電設備関係図</p> <p>4) 地形図(基礎の設計を行う場合)</p> <p>5) 敷地平面図(基礎の設計を行う場合)</p> <p>6) 地盤調査、土質試験等調査資料(基礎の設計を行う場合)</p>		<p>8) 工事実施にあたっての留意事項</p> <p>9) 自家用電気工作物工事計画届出書(案)</p> <p>10) 有資格者配置及び各種規定類(案) (必要な場合)</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。</p> <p>1) 太陽光発電設備予備設計報告書及び設計図面(予備設計実施済の場合)</p> <p>2) 発電設備設置予定箇所平面図</p> <p>3) 太陽光発電設備関係図</p> <p>4) 地形図(基礎の設計を行う場合)</p> <p>5) 敷地平面図(基礎の設計を行う場合)</p> <p>6) 地盤調査、土質試験等調査資料(基礎の設計を行う場合)</p>		<p>改定主旨・根拠</p>																																																																																																				
<p>第3節 成果物</p> <p>第2305条 成果物</p> <p>受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表2.3.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。</p> <p>ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。</p>		<p>第3節 成果物</p> <p>第2305条 成果物</p> <p>受注者は、予備設計については特記仕様書によるものとし、詳細設計については、表2.3.1に示す成果物を作成し、特記仕様書で定める電子媒体を納品するものとする。</p> <p>ただし、現地調査については、特記仕様書によるものとする。</p>																																																																																																						
<p>表2.3.1 太陽光発電設備詳細設計成果物一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計種別</th> <th>設計項目</th> <th>成果物項目</th> <th>縮 尺</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">太陽光発電設備設計</td> <td rowspan="13">太陽光発電設備詳細設計</td> <td>設計図書</td> <td>位置図</td> <td>1/25,000~1/50,000</td> <td rowspan="4">(基礎の設計を行う場合)</td> </tr> <tr> <td>敷地平面図</td> <td>1/200~1/2,500</td> </tr> <tr> <td>基礎一般図</td> <td>1/10~1/100</td> </tr> <tr> <td>配筋図</td> <td>1/10~1/100</td> </tr> <tr> <td>接地設備詳細図</td> <td>1/5~1/50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>太陽光発電設備一般図</td> <td>1/10~1/100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>架台詳細図</td> <td>1/10~1/100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アンカー材詳細図</td> <td>1/5~1/50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単線結線図</td> <td>適 宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>システム系統図</td> <td>適 宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器間配線図</td> <td>適 宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器詳細図</td> <td>1/10~1/100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器据付図</td> <td>1/10~1/200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算書</td> <td>数量計算書</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告書</td> <td>設計概要書</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要	太陽光発電設備設計	太陽光発電設備詳細設計	設計図書	位置図	1/25,000~1/50,000	(基礎の設計を行う場合)	敷地平面図	1/200~1/2,500	基礎一般図	1/10~1/100	配筋図	1/10~1/100	接地設備詳細図	1/5~1/50		太陽光発電設備一般図	1/10~1/100		架台詳細図	1/10~1/100		アンカー材詳細図	1/5~1/50		単線結線図	適 宜		システム系統図	適 宜		機器間配線図	適 宜		機器詳細図	1/10~1/100		機器据付図	1/10~1/200		数量計算書	数量計算書	—		報告書	設計概要書	—		<p>表2.3.1 太陽光発電設備詳細設計成果物一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計種別</th> <th>設計項目</th> <th>成果物項目</th> <th>縮 尺</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">太陽光発電設備設計</td> <td rowspan="13">太陽光発電設備詳細設計</td> <td>設計図書</td> <td>位置図</td> <td>1/25,000~1/50,000</td> <td rowspan="4">(基礎の設計を行う場合)</td> </tr> <tr> <td>敷地平面図</td> <td>1/200~1/2,500</td> </tr> <tr> <td>基礎一般図</td> <td>1/10~1/100</td> </tr> <tr> <td>配筋図</td> <td>1/10~1/100</td> </tr> <tr> <td>接地設備・雷保護設備詳細図</td> <td>1/5~1/50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>太陽光発電設備一般図</td> <td>1/10~1/100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>架台詳細図</td> <td>1/10~1/100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アンカー材詳細図</td> <td>1/5~1/50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単線結線図</td> <td>適 宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>システム系統図</td> <td>適 宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器間配線図</td> <td>適 宜</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器詳細図</td> <td>1/10~1/100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器据付図</td> <td>1/10~1/200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数量計算書</td> <td>数量計算書</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要	太陽光発電設備設計	太陽光発電設備詳細設計	設計図書	位置図	1/25,000~1/50,000	(基礎の設計を行う場合)	敷地平面図	1/200~1/2,500	基礎一般図	1/10~1/100	配筋図	1/10~1/100	接地設備・雷保護設備詳細図	1/5~1/50		太陽光発電設備一般図	1/10~1/100		架台詳細図	1/10~1/100		アンカー材詳細図	1/5~1/50		単線結線図	適 宜		システム系統図	適 宜		機器間配線図	適 宜		機器詳細図	1/10~1/100		機器据付図	1/10~1/200		数量計算書	数量計算書	—		<p>雷保護設備を追加</p>
設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要																																																																																																				
太陽光発電設備設計	太陽光発電設備詳細設計	設計図書	位置図	1/25,000~1/50,000	(基礎の設計を行う場合)																																																																																																			
		敷地平面図	1/200~1/2,500																																																																																																					
		基礎一般図	1/10~1/100																																																																																																					
		配筋図	1/10~1/100																																																																																																					
		接地設備詳細図	1/5~1/50																																																																																																					
		太陽光発電設備一般図	1/10~1/100																																																																																																					
		架台詳細図	1/10~1/100																																																																																																					
		アンカー材詳細図	1/5~1/50																																																																																																					
		単線結線図	適 宜																																																																																																					
		システム系統図	適 宜																																																																																																					
		機器間配線図	適 宜																																																																																																					
		機器詳細図	1/10~1/100																																																																																																					
		機器据付図	1/10~1/200																																																																																																					
	数量計算書	数量計算書	—																																																																																																					
報告書	設計概要書	—																																																																																																						
設計種別	設計項目	成果物項目	縮 尺	摘 要																																																																																																				
太陽光発電設備設計	太陽光発電設備詳細設計	設計図書	位置図	1/25,000~1/50,000	(基礎の設計を行う場合)																																																																																																			
		敷地平面図	1/200~1/2,500																																																																																																					
		基礎一般図	1/10~1/100																																																																																																					
		配筋図	1/10~1/100																																																																																																					
		接地設備・雷保護設備詳細図	1/5~1/50																																																																																																					
		太陽光発電設備一般図	1/10~1/100																																																																																																					
		架台詳細図	1/10~1/100																																																																																																					
		アンカー材詳細図	1/5~1/50																																																																																																					
		単線結線図	適 宜																																																																																																					
		システム系統図	適 宜																																																																																																					
		機器間配線図	適 宜																																																																																																					
		機器詳細図	1/10~1/100																																																																																																					
		機器据付図	1/10~1/200																																																																																																					
	数量計算書	数量計算書	—																																																																																																					

旧 令和3年版					新 朱書き修正					改定主旨・根拠		
			設計計算書	—			報告書	設計概要書	—			
			検討書	—				設計計算書	—			
			機器仕様書	—				検討書	—			
			基礎計算書					機器仕様書	—			
			協議簿(系統連携)					基礎計算書		(基礎の設計を行う場合)		
			その他参考資料	—				協議簿(系統連携)		電力会社		
								その他参考資料	—			
<h2>第4章 無停電電源設備設計</h2>												
<h3>第1節 無停電電源設備設計の種類</h3>												
<p>第2401条 無停電電源設備設計の種類</p> <p>無停電電源設備設計の種類は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 無停電電源設備設計</p>												
<h3>第2節 無停電電源設備設計</h3>												
<p>第2402条 無停電電源設備設計の区分</p> <p>無停電電源設備設計は、次の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 無停電電源設備予備設計</p> <p>(2) 無停電電源設備詳細設計</p>												
<p>第2403条 無停電電源設備予備設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>無停電電源設備の予備設計は、無停電電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、無停電電源設備の設備容量・規模の算出と設置場所の他の施設等の関連、規制を受ける関係法令等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、施設の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>無停電電源設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。</p> <p>なお、予備設計は現地踏査結果、文献及び設計条件等（設計・計画資料及び関係法令を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>第2103条第3項に準じるものとする。</p>												
<h2>第4章 無停電電源設備設計</h2>												
<h3>第1節 無停電電源設備設計の種類</h3>												
<p>第2401条 無停電電源設備設計の種類</p> <p>無停電電源設備設計の種類は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 無停電電源設備設計</p>												
<h3>第2節 無停電電源設備設計</h3>												
<p>第2402条 無停電電源設備設計の区分</p> <p>無停電電源設備設計は、次の区分により行うものとする。</p> <p>(1) 無停電電源設備予備設計</p> <p>(2) 無停電電源設備詳細設計</p>												
<p>第2403条 無停電電源設備予備設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>無停電電源設備の予備設計は、無停電電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、無停電電源設備の設備容量・規模の算出と設置場所の他の施設等の関連、規制を受ける関係法令等に基づき、特記仕様書に示される条件、施工性、経済性、維持管理体制・方法等、安全性、環境等の観点から総合的な技術検討を行い、施設の基本的な構成要素となる資料を作成するとともに、詳細設計にあたり必要となる調査及び留意事項を抽出することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>無停電電源設備予備設計の業務内容は、特記仕様書によるものとする。</p> <p>なお、予備設計は現地踏査結果、文献及び設計条件等（設計・計画資料及び関係法令を含む。）に基づき比較案を提案し、それぞれの案について技術的、社会的及び経済的評価の検討を行い、最適案を選定する業務を行うものとする。</p> <p>3. 貸与資料</p> <p>第2103条第3項に準じるものとする。</p>												

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>第 2304 条 無停電電源設備詳細設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>無停電電源設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、無停電電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、無停電電源設備の給電方式の選定、設備容量の算出及び蓄電池容量の算出と、設置位置の他施設等の関連等に基づき、無停電電源設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>無停電電源設備詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。</p> <p>なお、計画負荷設備容量及び停電補償時間は、特記仕様書によるものとする。</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>第 2104 条第 2 項の(1)に準じるものとする。</p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、設計に先立って現地踏査を行い、特記仕様書に示された設計範囲及び貸与資料等と現地の整合性を目視により確認するものとする。</p> <p>また、現地踏査では現地の状況（建屋総階数、設置階、搬入経路、屋内設備設置状況）、他施設との関連、騒音・ノイズ等の環境条件、電源（受電箇所、受電方式、無停電電源供給箇所、既設電源系統）等に関する調査を行うものとする。</p> <p>(3) 現地調査</p> <p>第 2104 条第 2 項の(3)に準じるものとする。</p> <p>(4) 設計条件の確認</p> <p>第 2104 条第 2 項の(4)に準じるものとする。</p> <p>(5) 無停電電源設備設計</p> <p>1) 受注者は、特記仕様書等で示された条件に基づいて、負荷設備に見合った無停電電源設備の給電方式の選定、負荷仕様（容量、負荷力率、瞬時最大負荷容量等）及びインバータ仕様から無停電電源設備容量の算出、停電補償時間などの算出条件から蓄電池容量を算出、設置位置の決定、遠隔監視及び制御の要否の決定を行い、全体の基本的な事項及び設計条件を決定するものとする。</p> <p>2) 受注者は、1)項で決定された事項に対して詳細な検討を加え、無停電電源設備給電方式の決定、無停電電源設備容量の決定、蓄電池容量の決定、蓄電池種別の選定、換気量の算定、遠隔監視及び制御項目の検討を行い各種使用機器の緒元及び主材料並びに主要機器配置、耐震強度検討等の決定を行うものとする。</p> <p>(6) 設計図</p> <p>受注者は、当該設計の検討結果に基づき、次に示す設計図を標準として作成するものとする。</p> <p>1) 位置図 縮尺 1/25,000～1/50,000</p> <p>2) 平面図 縮尺 1/100～1/2,500</p> <p>3) 単線結線図 適宜</p>	<p>第 2404 条 無停電電源設備詳細設計</p> <p>1. 業務目的</p> <p>無停電電源設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、無停電電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、無停電電源設備の給電方式の選定、設備容量の算出及び蓄電池容量の算出と、設置位置の他施設等の関連等に基づき、無停電電源設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容</p> <p>無停電電源設備詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。</p> <p>なお、計画負荷設備容量及び停電補償時間は、特記仕様書によるものとする。</p> <p>(1) 設計計画</p> <p>第 2104 条第 2 項の(1)に準じるものとする。</p> <p>(2) 現地踏査</p> <p>受注者は、設計に先立って現地踏査を行い、特記仕様書に示された設計範囲及び貸与資料等と現地の整合性を目視により確認するものとする。</p> <p>また、現地踏査では現地の状況（建屋総階数、設置階、搬入経路、屋内設備設置状況）、他施設との関連、騒音・ノイズ等の環境条件、電源（受電箇所、受電方式、無停電電源供給箇所、既設電源系統）等に関する調査を行うものとする。</p> <p>(3) 現地調査</p> <p>第 2104 条第 2 項の(3)に準じるものとする。</p> <p>(4) 設計条件の確認</p> <p>第 2104 条第 2 項の(4)に準じるものとする。</p> <p>(5) 無停電電源設備設計</p> <p>1) 受注者は、特記仕様書等で示された条件に基づいて、負荷設備に見合った無停電電源設備の給電方式の選定、負荷仕様（容量、負荷力率、瞬時最大負荷容量等）及びインバータ仕様から無停電電源設備容量の算出、停電補償時間などの算出条件から蓄電池容量を算出、設置位置の決定、遠隔監視及び制御の要否の決定を行い、全体の基本的な事項及び設計条件を決定するものとする。</p> <p>2) 受注者は、1)項で決定された事項に対して詳細な検討を加え、無停電電源設備給電方式の決定、無停電電源設備容量の決定、蓄電池容量の決定、蓄電池種別の選定、換気量の算定、遠隔監視及び制御項目の検討を行い各種使用機器の緒元及び主材料並びに主要機器配置、耐震強度検討等の決定を行うものとする。</p> <p>(6) 設計図</p> <p>受注者は、当該設計の検討結果に基づき、次に示す設計図を標準として作成するものとする。</p> <p>1) 位置図 縮尺 1/25,000～1/50,000</p> <p>2) 平面図 縮尺 1/100～1/2,500</p> <p>3) 単線結線図 適宜</p>	<p>条数修正</p>

電気通信設備設計業務共通仕様書新旧対照表

令和5年3月

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>4) 機器外形図 縮尺 1/10～1/200</p> <p>5) 機器間配線図 適宜</p> <p>6) 機器配置図 縮尺 1/10～1/200</p> <p>7) 機器据付図 縮尺 1/10～1/200</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>(8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。</p> <p>(9) 照査 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、共通仕様書 第1108条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に無停電電源設備容量の算出については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 設計図面を基に、無停電電源設備の給電方式、無停電電源設備容量、蓄電池容量と関連設備との整合が適切にとれているかについて照査を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p> <p>(10) 報告書の作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <p>1) 設計条件</p> <p>2) 無停電電源設備の緒元表</p> <p>3) 単線結線図</p> <p>4) 設備容量の決定根拠 ・無停電電源設備容量の決定根拠 ・蓄電池容量の決定根拠 ・蓄電池種別の選定理由（長寿命、一般など）</p> <p>5) 負荷一覧表</p> <p>6) 強度検討資料</p> <p>7) 工事実施にあたっての留意事項</p> <p>8) 消防署等関係機関への届出書類（案）</p> <p>9) 有資格者配置及び各種規定類（案） （必要な場合）</p> <p>3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、以下を標準とする。</p> <p>1) 無停電電源設備設置箇所平面図</p> <p>2) 無停電電源設備予備設計報告書及び設計図面（予備設計済みの場合）</p>	<p>4) 機器外形図 縮尺 1/10～1/200</p> <p>5) 機器間配線図 適宜</p> <p>6) 機器配置図 縮尺 1/10～1/200</p> <p>7) 機器据付図 縮尺 1/10～1/200</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>(8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。</p> <p>(9) 照査 照査技術者は、特記仕様書において定めがある場合、共通仕様書 第1108条に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。</p> <p>1) 設計条件の決定に際し、現地状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に無停電電源設備容量の算出については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。</p> <p>2) 設計図面を基に、無停電電源設備の給電方式、無停電電源設備容量、蓄電池容量と関連設備との整合が適切にとれているかについて照査を行う。</p> <p>3) 設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。</p> <p>4) 設計計算、設計図、数量等の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。</p> <p>(10) 報告書の作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <p>1) 設計条件</p> <p>2) 無停電電源設備の緒元表</p> <p>3) 単線結線図</p> <p>4) 設備容量の決定根拠 ・無停電電源設備容量の決定根拠 ・蓄電池容量の決定根拠 ・蓄電池種別の選定理由（長寿命、一般など）</p> <p>5) 負荷一覧表</p> <p>6) 強度検討資料</p> <p>7) 工事実施にあたっての留意事項</p> <p>8) 消防署等関係機関への届出書類（案）</p> <p>9) 有資格者配置及び各種規定類（案） （必要な場合）</p> <p>3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、以下を標準とする。</p> <p>1) 無停電電源設備設置箇所平面図</p> <p>2) 無停電電源設備予備設計報告書及び設計図面（予備設計済みの場合）</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>文字位置修正</p>

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;">第5章 直流電源設備設計</p> <p>第2節 直流電源設備設計</p> <p> 第2503条 直流電源設備予備設計</p> <p> (省略)</p> <p>第2504条 直流電源設備詳細設計</p> <p> 1. 業務目的</p> <p> 直流電源設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、直流電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、直流電源設備の給電方式の選定、設備容量の算出及び蓄電池容量の算出、設置位置の他施設等の関連等に基づき、直流電源設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p> 2. 業務内容</p> <p> (省略)</p> <p> (10) 報告書の作成</p> <p> 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。</p> <p> なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <p> 1) 設計条件</p> <p> 2) 直流電源設備の緒元表</p> <p> 3) 単線結線図</p> <p> 4) 設備容量の決定根拠</p> <p> ・整流器出力（定格電流、ユニット類）の決定根拠</p> <p> ・蓄電池容量の決定</p> <p> ・蓄電池種別の選定理由（長寿命、一般など）根拠</p> <p> 5) 負荷一覧表</p> <p> 6) 強度検討資料</p> <p> 7) 工事実施にあたっての留意事項</p> <p> 8) 消防署等関係機関への届出書類（案）</p> <p> 9) 有資格者配置及び各種規定類（案） （必要な場合）</p> <p> (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 直流電源設備設計</p> <p>第2節 直流電源設備設計</p> <p> 第2503条 直流電源設備予備設計</p> <p> (省略)</p> <p>第2504条 直流電源設備詳細設計</p> <p> 1. 業務目的</p> <p> 直流電源設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、直流電力供給対象設備の計画書及び各種調査検討資料など既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、直流電源設備の給電方式の選定、設備容量の算出及び蓄電池容量の算出、設置位置の他施設等の関連等に基づき、直流電源設備の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p> 2. 業務内容</p> <p> (省略)</p> <p> (10) 報告書の作成</p> <p> 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。</p> <p> なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。</p> <p> 1) 設計条件</p> <p> 2) 直流電源設備の緒元表</p> <p> 3) 単線結線図</p> <p> 4) 設備容量の決定根拠</p> <p> ・整流器出力（定格電流、ユニット類）の決定根拠</p> <p> ・蓄電池容量の決定</p> <p> ・蓄電池種別の選定理由（長寿命、一般など）根拠</p> <p> 5) 負荷一覧表</p> <p> 6) 強度検討資料</p> <p> 7) 工事実施にあたっての留意事項</p> <p> 8) 消防署等関係機関への届出書類（案）</p> <p> 9) 有資格者配置及び各種規定類（案） （必要な場合）</p> <p> (省略)</p>	<p>文字位置修正</p> <p>文字位置修正</p>

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;">第7章 道路照明施設設計</p> <p>第1節 道路照明施設設計の種類</p> <p>第2701条 道路照明施設設計の種類 道路照明施設設計の種類は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 道路照明施設設計 (2) 交差点照明施設設計 (3) インターチェンジ照明設計 (4) 橋梁照明施設設計 (5) 自発光視線誘導設備設</p> <p>(省略)</p> <p>第3節 交差点照明施設設計</p> <p>(省略)</p> <p>第2707条 交差点照明施設詳細設計</p> <p>1. 業務目的 交差点照明施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、関連道路設計及び既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、交差点照明施設の規模、配置、計画交通量、交差点構造、設置場所の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、交差点照明施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 交差点照明施設詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、個別製作柱の適用については、特記仕様書によるものとする。</p> <p>(1) 設計計画 第2104条第2項の(1)に準じるものとする</p> <p>(2) 現地踏査 第2604条第2項の(2)に準じるものとする。</p> <p>(3) 現地調査 第2104条第2項の(3)に準じるものとする。</p> <p>(4) 設計条件の確認 第2104条第2項の(4)に準じるものとする。</p> <p>(5) 交差点照明施設設計 第2604条第2項の(5)に準じるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第7章 道路照明施設設計</p> <p>第1節 道路照明施設設計の種類</p> <p>第2701条 道路照明施設設計の種類 道路照明施設設計の種類は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 道路照明施設設計 (2) 交差点照明施設設計 (3) インターチェンジ照明設計 (4) 橋梁照明施設設計 (5) 自発光視線誘導設備設計 計</p> <p>(省略)</p> <p>第3節 交差点照明施設設計</p> <p>(省略)</p> <p>第2707条 交差点照明施設詳細設計</p> <p>1. 業務目的 交差点照明施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、関連道路設計及び既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、交差点照明施設の規模、配置、計画交通量、交差点構造、設置場所の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、交差点照明施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 交差点照明施設詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、個別製作柱の適用については、特記仕様書によるものとする。</p> <p>(1) 設計計画 第2104条第2項の(1)に準じるものとする</p> <p>(2) 現地踏査 第 2704 条第2項の(2)に準じるものとする。</p> <p>(3) 現地調査 第2104条第2項の(3)に準じるものとする。</p> <p>(4) 設計条件の確認 第2104条第2項の(4)に準じるものとする。</p> <p>(5) 交差点照明施設設計 第 2704 条第2項の(5)に準じるものとする。</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p style="color: red;">誤記訂正</p> <p style="color: red;">条数修正 誤記訂正</p> <p style="color: red;">条数修正</p>

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>(6) 設計図 第2604条第2項の(6)に準じるものとする。</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>(8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。</p> <p>(9) 照査 第2604条第2項の(9)に準じるものとする。</p> <p>(10) 報告書作成 第2404条第2項の(10)に準じるものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>1) 道路詳細設計報告書及び設計図面</p> <p>2) 交差点照明施設予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済みの場合）</p> <p>3) 道路管理図</p>	<p>(6) 設計図 第 2704 条第2項の(6)に準じるものとする。</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>(8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。</p> <p>(9) 照査 第 2704 条第2項の(9)に準じるものとする。</p> <p>(10) 報告書作成 第 2704 条第2項の(10)に準じるものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>1) 道路詳細設計報告書及び設計図面</p> <p>2) 交差点照明施設予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済みの場合）</p> <p>3) 道路管理図</p>	<p>条値修正</p> <p>条数修正</p> <p>条数修正</p>
<p>第4節 インターチェンジ照明施設設計</p> <p>(省略)</p> <p>第2710条 インターチェンジ照明施設詳細設計</p> <p>1. 業務目的 インターチェンジ照明施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、関連道路設計及び既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、インターチェンジ照明施設の規模、配置、計画交通量、インターチェンジの構造、設置場所の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、インターチェンジ照明施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 インターチェンジ照明施設詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、個別製作柱の適用については、特記仕様書によるものとする。</p> <p>(1) 設計計画 第2104条第2項の(1)に準じるものとする</p> <p>(2) 現地踏査 第2604条第2項の(2)に準じるものとする。</p> <p>(3) 現地調査 第2104条第2項の(3)に準じるものとする。</p> <p>(4) 設計条件の確認 第2104条第2項の(4)に準じるものとする。</p> <p>(5) インターチェンジ照明施設設計</p>	<p>第4節 インターチェンジ照明施設設計</p> <p>(省略)</p> <p>第2710条 インターチェンジ照明施設詳細設計</p> <p>1. 業務目的 インターチェンジ照明施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、関連道路設計及び既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、インターチェンジ照明施設の規模、配置、計画交通量、インターチェンジの構造、設置場所の地形、地質、他の施設との関連等に基づき、インターチェンジ照明施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 インターチェンジ照明施設詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、個別製作柱の適用については、特記仕様書によるものとする。</p> <p>(1) 設計計画 第 2104 条第2項の(1)に準じるものとする</p> <p>(2) 現地踏査 第 2704 条第2項の(2)に準じるものとする。</p> <p>(3) 現地調査 第 2104 条第2項の(3)に準じるものとする。</p> <p>(4) 設計条件の確認 第 2104 条第2項の(4)に準じるものとする。</p> <p>(5) インターチェンジ照明施設設計</p>	<p>誤記訂正</p> <p>条数修正</p>

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>第2604条第2項の(5)に準じるものとする。</p> <p>(6) 設計図 第2604条第2項の(6)に準じるものとする。</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>(8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。</p> <p>(9) 照査 第2604条第2項の(9)に準じるものとする。</p> <p>(10) 報告書作成 第2604条第2項の(10)に準じるものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>1) 道路詳細設計報告書及び設計図面</p> <p>2) インターチェンジ照明施設予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済みの場合）</p> <p>3) 道路管理図</p> <p>4) 計画交通量（インターチェンジ出入交通量）がわかる資料</p>	<p>第2704条第2項の(5)に準じるものとする。</p> <p>(6) 設計図 第2704条第2項の(6)に準じるものとする。</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>(8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。</p> <p>(9) 照査 第2704条第2項の(9)に準じるものとする。</p> <p>(10) 報告書作成 第2704条第2項の(10)に準じるものとする。</p> <p>3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は下記を標準とする。</p> <p>1) 道路詳細設計報告書及び設計図面</p> <p>2) インターチェンジ照明施設予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済みの場合）</p> <p>3) 道路管理図</p> <p>4) 計画交通量（インターチェンジ出入交通量）がわかる資料</p>	<p>条数修正</p> <p>条数修正</p> <p>条数修正</p> <p>条数修正</p>
<p>第5節 橋梁照明施設設計</p> <p>第2711条 橋梁照明施設設計の区分 橋梁照明施設設計は、次の区分により行うものとする。 設詳細設計(1) 橋梁照明施設予備設計 (2) 橋梁照明施</p> <p>(省略)</p> <p>第2713条 橋梁照明施設詳細設計 1. 業務目的 橋梁照明施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、関連橋梁設計及び既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、橋梁照明施設の規模、配置、計画交通量、橋梁構造、施工場所の状況、他の施設との関連等に基づき、橋梁照明施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 橋梁照明施設詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、橋長、個別製作柱の適用については、特記仕様書によるものとする。</p> <p>(1) 設計計画 第2104条第2項の(1)に準じるものとする。</p>	<p>第5節 橋梁照明施設設計</p> <p>第2711条 橋梁照明施設設計の区分 橋梁照明施設設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 橋梁照明施設予備設計 (2) 橋梁照明施設詳細設計</p> <p>(省略)</p> <p>第2713条 橋梁照明施設詳細設計 1. 業務目的 橋梁照明施設詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、関連橋梁設計及び既存の関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、橋梁照明施設の規模、配置、計画交通量、橋梁構造、施工場所の状況、他の施設との関連等に基づき、橋梁照明施設の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 橋梁照明施設詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、橋長、個別製作柱の適用については、特記仕様書によるものとする。</p> <p>(1) 設計計画 第2104条第2項の(1)に準じるものとする。</p>	<p>文字位置修正</p>

電気通信設備設計業務共通仕様書新旧対照表

令和5年3月

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>(2) 現地踏査 受注者は、設計に先立って現地踏査を行い、特記仕様書に示された設計範囲、及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。 また、現地踏査では現地の状況（橋梁構造、立地条件）、電源引込み箇所、電気事業者との打合せ、他構造物との関連、用排水等の自然条件、騒音、振動等の環境条件、周辺状況を調査し、現地状況を把握するものとする。</p> <p>(3) 現地調査 第2104条第2項の(3)に準じるものとする。</p> <p>(4) 設計条件の確認 第2104条第2項の(4)に準じるものとする。</p> <p>(5) 橋梁照明施設設計 1) 受注者は、特記仕様書で示された条件、施設の概要、負荷の条件、橋梁延長及び設計交通量を基に、道路分類及び外部条件、橋梁構造、交通の状況等を考慮した平均路面輝度、輝度均斉度、視機能低下グレア・誘導性等の検討を行い、全体の基本的な諸元及び設計条件を決定する。 2) 受注者は、照明施設について、計画負荷設備容量の検討及び計画負荷設備一覧表の作成、光源、灯具配光、照明方式の選定、受電場所、受電電圧、受電方式、配線方式、調光、減光方式の決定を行い、合理的な照明施設の計画を行うものとする。 3) 受注者は、1)項及び2)項で決定された事項に対して詳細に検討を加え、電源装置容量、照明計算、配線容量、その他各種機器容量の計算を行い、各種使用機器、主要機器配置を決定するものとする。</p> <p>(6) 設 計 図 第2604条第2項の(6)に準じるものとする。</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>(8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。</p> <p>(9) 照 査 第2604条第2項の(9)に準じるものとする。</p> <p>(10) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 道路照明施設諸元表 3) 平均路面輝度、輝度均斉度、視機能低下グレア・誘導性等決定根拠（照明計算書） 4) 照明方式決定根拠</p>	<p>(2) 現地踏査 受注者は、設計に先立って現地踏査を行い、特記仕様書に示された設計範囲、及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。 また、現地踏査では現地の状況（橋梁構造、立地条件）、電源引込み箇所、電気事業者との打合せ、他構造物との関連、用排水等の自然条件、騒音、振動等の環境条件、周辺状況を調査し、現地状況を把握するものとする。</p> <p>(3) 現地調査 第2104条第2項の(3)に準じるものとする。</p> <p>(4) 設計条件の確認 第2104条第2項の(4)に準じるものとする。</p> <p>(5) 橋梁照明施設設計 1) 受注者は、特記仕様書で示された条件、施設の概要、負荷の条件、橋梁延長及び設計交通量を基に、道路分類及び外部条件、橋梁構造、交通の状況等を考慮した平均路面輝度、輝度均斉度、視機能低下グレア・誘導性等の検討を行い、全体の基本的な諸元及び設計条件を決定する。 2) 受注者は、照明施設について、計画負荷設備容量の検討及び計画負荷設備一覧表の作成、光源、灯具配光、照明方式の選定、受電場所、受電電圧、受電方式、配線方式、調光、減光方式の決定を行い、合理的な照明施設の計画を行うものとする。 3) 受注者は、1)項及び2)項で決定された事項に対して詳細に検討を加え、電源装置容量、照明計算、配線容量、その他各種機器容量の計算を行い、各種使用機器、主要機器配置を決定するものとする。</p> <p>(6) 設 計 図 第2704条第2項の(6)に準じるものとする。</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成 第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>(8) 数量計算 第2104条第2項の(8)に準じるものとする。</p> <p>(9) 照 査 第2704条第2項の(9)に準じるものとする。</p> <p>(10) 報告書作成 受注者は、設計業務の成果として、第1211条に準じて作成するものとする。 なお、以下の項目について解説し、とりまとめて記載した設計概要書を作成するものとする。 1) 設計条件 2) 道路照明施設諸元表 3) 平均路面輝度、輝度均斉度、視機能低下グレア・誘導性等決定根拠（照明計算書） 4) 照明方式決定根拠</p>	<p>改定主旨・根拠</p> <p>条数修正</p> <p>条数修正</p>

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>5) 工事実施にあたっての留意事項</p> <p style="text-align: center;">第8章 トンネル照明施設設計</p> <p>第1節 トンネル照明施設設計の種類</p> <p>第2801条 トンネル照明施設設計の種類 照明施設設計の種類は、以下のとおりとする。 (6) トンネル照明施設設計</p> <p>(省略)</p>	<p>5) 工事実施にあたっての留意事項</p> <p style="text-align: center;">第8章 トンネル照明施設設計</p> <p>第1節 トンネル照明施設設計の種類</p> <p>第2801条 トンネル照明施設設計の種類 照明施設設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) トンネル照明施設設計</p> <p>(省略)</p>	<p style="color: red;">誤記訂正</p>

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;">第3編 通信施設設計</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 道路情報表示設備設計</p> <p>第1節 道路情報表示設備設計の種類</p> <p>第3501条 道路情報表示設備設計の種類 道路情報表示設備設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 道路情報表示設備設計</p> <p>第2節 道路情報表示設備設計</p> <p>(省略)</p> <p>第3504条 道路情報表示設備詳細設計</p> <p>1. 業務目的 道路情報表示設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、設置場所の地形、他の施設等との関連等に基づき、道路情報表示設備の工事発注に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>(省略)</p> <p>3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 3) 道路情報表示設備予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合） 4) 光ケーブル敷設関連完成図書</p> <p>(省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3編 通信施設設計</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 道路情報表示設備設計</p> <p>第1節 道路情報表示設備設計の種類</p> <p>第3501条 道路情報表示設備設計の種類 道路情報表示設備設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 道路情報表示設備設計</p> <p>第2節 道路情報表示設備設計</p> <p>(省略)</p> <p>第3504条 道路情報表示設備詳細設計</p> <p>1. 業務目的 道路情報表示設備詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、地形図、各調査検討資料などの関連資料を基に、特記仕様書に示される条件、設置場所の地形、他の施設等との関連等に基づき、道路情報表示設備の工事発注に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>(省略)</p> <p>3. 貸与資料 発注者が受注者に貸与する資料は、下記を標準とする。 1) 道路情報表示設備予備設計報告書及び設計図面（予備設計実施済の場合） 2) 光ケーブル敷設関連完成図書</p> <p>(省略)</p>	<p>誤記訂正</p>

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;">第13章 鉄塔設計</p> <p>第1節 鉄塔の種類</p> <p>第31301条 鉄塔設計の種類 鉄塔設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 鉄塔（アングル）設計 (2) 鉄塔（シリンダ）設計</p> <p>第2節 鉄塔（アングル）設計</p> <p>（省略）</p> <p>第31305条 鉄塔（アングル）詳細設計</p> <p>1. 業務目的 鉄塔（アングル）詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、特記仕様書に示される条件、設置位置の地形、塔体の主要構造、鉄塔高さ、形状、空中線等の設置位置・数量・種類、付帯設備（避雷設備、航空障害灯等）、他の施設との関連、自然条件、社会的条件、設置後の保守・管理条件等に基づき、鉄塔の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 鉄塔（アングル）詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、鉄塔の高さについては、特記仕様書によるものとする。</p> <p>(1) 設計計画 第2104条第2項の(1)に準じるものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、特記仕様書に定めのある場合は、設計に先立って現地踏査を行い、特記仕様書に示された設計範囲、及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。 また、現地踏査では現地の状況（地形、立地条件）、設置スペースの確認、他構造物との関連、用排水等の自然条件、騒音、振動等の環境条件、社会的条件、周辺状況を調査し、併せて資機材搬入路、施工ヤード等の施工性の判断及び施工設備計画の立案に必要な現地状況を把握するものとする。</p> <p>(3) 現地調査 第2104条第2項の(3)に準じるものとする。</p> <p>(4) 設計条件の確認 第2104条第2項の(4)に準じるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第13章 鉄塔設計</p> <p>第1節 鉄塔の種類</p> <p>第31301条 鉄塔設計の種類 鉄塔設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 鉄塔（アングル）設計 (2) 鉄塔（シリンダ）設計</p> <p>第2節 鉄塔（アングル）設計</p> <p>（省略）</p> <p>第31305条 鉄塔（アングル）詳細設計</p> <p>1. 業務目的 鉄塔（アングル）詳細設計は、予備設計によって選定された最適案に対して、特記仕様書に示される条件、設置位置の地形、塔体の主要構造、鉄塔高さ、形状、空中線等の設置位置・数量・種類、付帯設備（避雷設備、航空障害灯等）、他の施設との関連、自然条件、社会的条件、設置後の保守・管理条件等に基づき、鉄塔の工事に必要な詳細設計を行い、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための資料を作成することを目的とする。</p> <p>2. 業務内容 鉄塔（アングル）詳細設計の業務内容は、下記のとおりとする。 なお、鉄塔の高さについては、特記仕様書によるものとする。</p> <p>(1) 設計計画 第2104条第2項の(1)に準じるものとする。</p> <p>(2) 現地踏査 受注者は、特記仕様書に定めのある場合は、設計に先立って現地踏査を行い、特記仕様書に示された設計範囲、及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。 また、現地踏査では現地の状況（地形、立地条件）、設置スペースの確認、他構造物との関連、用排水等の自然条件、騒音、振動等の環境条件、社会的条件、周辺状況を調査し、併せて資機材搬入路、施工ヤード等の施工性の判断及び施工設備計画の立案に必要な現地状況を把握するものとする。</p> <p>(3) 現地調査 第2104条第2項の(3)に準じるものとする。</p> <p>(4) 設計条件の確認</p>	

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p>(5) 鉄塔（アングル）設計</p> <p>1) 受注者は、特記仕様書で示された条件、設置位置、鉄塔の高さ、構造形式・構造材料及び構造種別等を基に、空中線の取付位置・方位・種類・数量、付属構造物（リング、プラットフォーム、フィーダラック、昇降設備、墜落防止装置等）、付帯設備（避雷設備、航空障害灯等）、自然景観、敷地条件、要求性能条件、経済性等を考慮した形状、構造、寸法等を検討し、全体の基本的な諸元及び設計条件を決定する。</p> <p>2) 鉄塔（アングル）は、固定荷重、積載荷重及び積雪荷重による長期荷重と風、地震による短期荷重を考慮し、たわみ角とねじれ角との合成振れ角を、空中線の大きさ及び使用する周波数による許容範囲に収まるように検討を行い、引張応力、圧縮応力、曲げ応力、せん断応力等に対して余裕度を持った設計を行うものとする。</p> <p>(6) 設計図</p> <p>受注者は、当該設計の検討結果に基づき、以下に示す設計図を標準として作成するものとする。</p> <p>1) 位置図 縮尺 1/25,000～1/50,000</p> <p>2) 敷地平面図 縮尺 1/200～1/1,000</p> <p>3) 鉄塔一般図 縮尺 1/10～1/200</p> <p>4) 鉄塔詳細図（リング、昇降設備、ケーブルラック等を含む） 縮尺 1/10～1/100</p> <p>5) アンカー材詳細図 縮尺 1/5～1/50</p> <p>6) 電気設備・避雷設備詳細図</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>(8) 数量計算</p> <p>第2104条第2項の(8)に準じるものとする。</p> <p>(省略)</p>	<p>第2104条第2項の(4)に準じるものとする。</p> <p>(5) 鉄塔（アングル）設計</p> <p>1) 受注者は、特記仕様書で示された条件、設置位置、鉄塔の高さ、構造形式・構造材料及び構造種別等を基に、空中線の取付位置・方位・種類・数量、付属構造物（リング、プラットフォーム、フィーダラック、昇降設備、墜落防止装置等）、付帯設備（避雷設備、航空障害灯等）、自然景観、敷地条件、要求性能条件、経済性等を考慮した形状、構造、寸法等を検討し、全体の基本的な諸元及び設計条件を決定する。</p> <p>2) 鉄塔（アングル）は、固定荷重、積載荷重及び積雪荷重による長期荷重と風、地震による短期荷重を考慮し、たわみ角とねじれ角との合成振れ角を、空中線の大きさ及び使用する周波数による許容範囲に収まるように検討を行い、引張応力、圧縮応力、曲げ応力、せん断応力等に対して余裕度を持った設計を行うものとする。</p> <p>(6) 設計図</p> <p>受注者は、当該設計の検討結果に基づき、以下に示す設計図を標準として作成するものとする。</p> <p>1) 位置図 縮尺 1/25,000～1/50,000</p> <p>2) 敷地平面図 縮尺 1/200～1/1,000</p> <p>3) 鉄塔一般図 縮尺 1/10～1/200</p> <p>4) 鉄塔詳細図（リング、昇降設備、ケーブルラック等を含む） 縮尺 1/10～1/100</p> <p>5) アンカー材詳細図 縮尺 1/5～1/50</p> <p>6) 電気設備・避雷設備詳細図</p> <p>(7) 関連機関との協議資料の作成</p> <p>第2104条第2項の(7)に準じるものとする。</p> <p>(8) 数量計算</p> <p>第2104条第2項の(8)に準じるものとする。</p> <p>(省略)</p>	<p>誤記訂正</p>

旧 令和3年版	新 朱書き修正	改定主旨・根拠
<p style="text-align: center;">第14章 反射板設計</p> <p>第1節 反射板設計の種類</p> <p>第31401条 反射板設計の種類 反射板設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 反射板（上部工）設計 (2) 反射板（基礎工）設計</p> <p>第2節 反射板（上部工）設計</p> <p>第31402条 反射板（上部工）設計の区分 反射板（上部工）設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 反射板（上部工）予備設計 (2) 反射板（上部工）詳細設計</p>	<p style="text-align: center;">第14章 反射板設計</p> <p>第1節 反射板設計の種類</p> <p>第31401条 反射板設計の種類 反射板設計の種類は、以下のとおりとする。 (1) 反射板（上部工）設計 (2) 反射板（基礎工）設計</p> <p>第2節 反射板（上部工）設計</p> <p>第31402条 反射板（上部工）設計の区分 反射板（上部工）設計は、次の区分により行うものとする。 (1) 反射板（上部工）予備設計 (2) 反射板（上部工）詳細設計</p>	<p style="color: red;">文字位置修正</p>